

高松市監査委員告示第 19 号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 5 年 7 月 31 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同		大	西	均
同		大	西	智
同		山	下	誠

監査結果に基づく措置通知

（定期監査・行政監査）

（令和5年7月31日）



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	R4	R5.2.28	第3号	指摘	契約に係る適正な事務処理について	P11	健康福祉局	こども未来館	R5.6.13

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和4年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和5年2月28日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	契約に係る適正な事務処理について		
指 摘 の 内 容	体験教室開催業務を実施するに当たっては、会計年度独立の原則を遵守するとともに、履行期限内の事業実施が困難な場合には、契約変更の手続を行うなど、適正な事務処理が執行されるよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	P11		
公表文への リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20230228teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年6月13日
所管課等	健康福祉局 こども未来館
措 置 結 果	本件指摘事項については、再発防止に向け、令和5年4月のリスクマネジメント会議において、職員に周知徹底を図るとともに、委託契約締結後には、管理職員が履行期限内の事業実施状況を適切に把握するよう、課内のチェック体制を構築することとした。 なお、一部の事業が履行期限内に実施できない場合は、契約変更手続を行い、当該年度内に事業が完了するよう、適正な事務処理を行うこととした。